

議案第62号

北名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年8月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に鑑み、本人の委任による代理人が保有個人情報の開示を請求することができることとするため及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第24条第6項中「第21条」を「第20条」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第33条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に、「以外」を「以外の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。